

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（**1世帯あたり10万円**）は、住民税均等割非課税世帯や令和4年1月以降に新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- **なお、既に本給付金の支給を受けた世帯（令和3年度分の市町村民税均等割が非課税である世帯に対する給付の対象であるが未申請又は支給を辞退した世帯を含む。）と同一の世帯及び当該世帯の世帯主であった者を含む世帯は対象となりません。**
- 給付金を受給するためには、**手続きが必要**です。

給付金の支給額

1世帯あたり**10万円**

給付金の支給時期

確認書(または申請書)を市役所が受理した日から2週間程度が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（Ⅰ又はⅡに該当する世帯）

Ⅰ：世帯全員の令和3年度又は令和4年度「**住民税均等割が非課税**」の世帯

Ⅱ：令和4年1月以降の収入が減少し「**住民税非課税相当**」の収入となった世帯(家計急変世帯)

郡上市役所から
確認書が届きます（要返送）

※一部世帯では申請が必要な場合があります。
※令和3年度分は令和3年12月10日、令和4年度分は令和4年6月1日時点で住民登録のある市区町村から確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です



申請期間：令和4年9月30日（金）まで

【申請書の入手方法】
郡上市役所社会福祉課窓口や各振興課窓口に設置
郡上市HPよりダウンロード

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。

給付金の支給手続き

I 令和3年度又は令和4年度住民税（均等割）が非課税の世帯

I-① 世帯の全ての方が、令和4年1月1日以前から郡上市にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、郡上市役所社会福祉課から、給付内容や確認事項が書かれた『確認書』が郵送で届きます。
- 中身を確認して、社会福祉課に返信してください。

【確認事項】

- ①記載された給付金振り込み口座番号に誤りがないか
- ②住民税が課税されている方の扶養親族のみの世帯ではないこと



I-② 世帯の中に、令和4年1月2日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類と一緒に社会福祉課又は各振興事務所に、直接または郵送でご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※となった世帯(家計急変世帯)

※ 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍）が、市町村民税均等割非課税水準以下であることを指します。

（一例）住民税非課税となる年間給与収入の目安（郡上市の場合）単身の場合：93万円以下、母・子(1人)の場合：137.8万円以下

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付書類とともに社会福祉課又は各振興事務所に、直接または郵送でご提出ください。

! 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給（詐欺罪）に問われる場合があります。



住民税非課税世帯等に対する臨時特例給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください！



自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、郡上市役所や郡上警察署、又は警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。

お問い合わせ

内閣府住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター



0120-526-145

受付時間 9:00～20:00（12/29～1/3を除く）

郡上市役所 社会福祉課

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金 窓口

☎ 0575-67-1811

受付時間 平日 8:30～17:15